

「国民体育大会及び国民スポーツ大会に係る競技力向上の推進に関する事務委任に関する規則」の一部改正について

1 改正の理由

令和6年度知事部局組織改正により、宮崎国スポ・障スポ局が新設され、同局に競技力向上推進課が設置されるため。

また、スポーツ基本法の改正により、令和6年大会より、国民体育大会の名称が「国民スポーツ大会」に変更されるため。

2 改正の内容

国民体育大会及び国民スポーツ大会に係る競技力向上の推進に関する事務の委任先を、総合政策部長から宮崎国スポ・障スポ局長に変更する。

また、題名等から「国民体育大会及び」を削除する。

3 施行期日

令和6年4月1日

国民体育大会及び国民スポーツ大会に係る競技力向上の推進に関する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月 日

宮崎県教育委員会教育長 黒木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第 号

国民体育大会及び国民スポーツ大会に係る競技力向上の推進に関する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

国民体育大会及び国民スポーツ大会に係る競技力向上の推進に関する事務委任に関する規則（令和5年宮崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
国民体育大会及び国民スポーツ大会に係る競技力向上の推進に関する事務委任に関する規則 (事務の委任)	国民スポーツ大会に係る競技力向上の推進に関する事務委任に関する規則 (事務の委任)
第2条 教育委員会は、規則によりその権限に属する国民体育大会及び国民スポーツ大会に係る競技力向上の推進に関する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務を宮崎県総合政策部長（以下「総合政策部長」という。）に委任する。	第2条 教育委員会は、規則によりその権限に属する国民スポーツ大会に係る競技力向上の推進に関する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務を宮崎県宮崎国スポ・障スポ局長（以下「宮崎国スポ・障スポ局長」という。）に委任する。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
(重要事項の処理)	(重要事項の処理)
第4条 総合政策部長は、第2条の規定により委任された事務が次の各号のいずれかに該当する場合には、その事務の処理について、事前に教育委員会に協議をしなければならない。	第4条 宮崎国スポ・障スポ局長は、第2条の規定により委任された事務が次の各号のいずれかに該当する場合には、その事務の処理について、事前に教育委員会に協議をしなければならない。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]

